

事業所ごみの出し方について

【事業系一般廃棄物とは】

会社、事務所、工場や商店、病院、社会福祉施設など、自営業を含むあらゆる事業活動により排出される廃棄物のうち産業廃棄物以外のものをいいます。

そうした事業所から出るごみは、自己処理が原則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）ですが、一般家庭に支障がない範囲であれば可燃ごみ、不燃ごみの収集を行います。

【町へ処理を依頼するには】

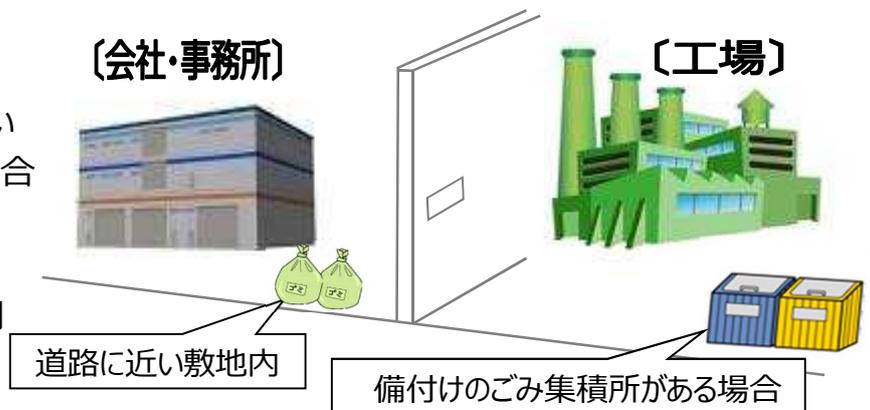
- ◎ **事業系一般廃棄物（ごみ・し尿）処理申請書を提出**
（申請がない場合は収集には行きません）

【ごみを出す場所】

事業所敷地内の道路に一番近い場所（備付けの集積所がある場合は、その集積所）へ

収集日の朝8時までに

日の出町指定の事業系ごみ専用袋に入れて出してください。



◎ **収集できるごみは「可燃ごみ」と「不燃ごみ」のみとなります。**

【袋の種類及び金額(10枚1組)】と【1回に出せるごみの量】は、次のとおりです。

種類	容量	金額 (10枚1組)	排出制限
可燃ごみ (おむつ)	大 (45ℓ)	1,800円	※ 一般家庭の収集に支障のない範囲とし、町で収集に支障があると判断した場合は制限をさせていただきます。
	中 (30ℓ)	1,200円	
不燃ごみ	中 (30ℓ)	1,200円	
	小 (10ℓ)	400円	

※紙おむつは、町内の社会福祉法人特別養護老人ホームから排出されるもののみ収集します。出す際は必ず**事業系可燃ごみ専用袋に入れて排出してください。**



事業系
可燃ごみ
専用袋

ごみ専用袋見本

ごみ袋は、必ず日の出町指定の事業系ごみ専用袋により排出してください。
袋の販売は、日の出町商工会に加盟の事業系ごみ取扱の商店にて販売しています。



事業系
不燃ごみ
専用袋

【収集日】 ※年末・年始を除き祝日も収集

分別種類	収集日
可燃ごみ	月曜日・木曜日
不燃ごみ	第3週火曜日

※資源物、有害ごみ、粗大ごみは原則として収集しませんので、専門業者へ依頼するなど、排出ルート確保をお願いいたします。

資源物……ダンボール、雑紙、布類、缶、金属類、びん類、ペットボトル 等

有害ごみ……蛍光灯、乾電池、スプレー缶、ライター 等

粗大ごみ……机、書庫、イス、扇風機、ストーブ、加湿器 等

~~~~~

**【事業系可燃ごみ専用袋で出せる物の例】** ※袋は必ずしばってください。

生ごみ、皮革類、ゴム・ビニール類、生活用品（弁当容器等のプラスチック類）等



テープ類は1回10本まで

割って袋に入れる

**【事業系不燃ごみ専用袋で出せる物の例】** ※袋は必ずしばってください。

湯呑、茶碗、はさみ、コップ、ガラス屑、包丁、ナイフ、針、トースター、ポット 等



包丁などの刃物は紙や布で包んで出す

針はガムテープ等に貼って出す

※別紙、ごみ処理申請書は、生活安全安心課環境リサイクル係まで提出してください。

問い合わせ : 生活安全安心課 環境リサイクル係  
042-588-5068